

岩手県医療局管理規程第7号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 平成20年4月から平成23年3月までの間における別表第3</u></p> <p><u>医師手当の項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは、「100分の26の範囲内で別に定める割合」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職給料表に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
本庁	2級から8級までの欄に掲げる職	3級から8級までの欄に掲げる職	主査 主任	特命課長 主任主査 主査	担当課長 特命課長 主任主査	総括課長 システム管理室長 経営改革監 医師対策監	総括課長 システム管理室長 経営改革監 医師対策監	次長 病院改革室長 参事
病院等	以外の職	以外の職で特に高度の知識又は経験を必要とするもの	事務局次長（5級から7級までの欄に掲げる事務局次長を除く。） 課長 室次長 係長 主査 主任	事務局長（6級から8級までの欄に掲げる事務局長を除く。） 事務長 室長 事務局次長（中央を除く。） 課長 主任主査 室次長 係長 主査	事務局長（6級から8級までの欄に掲げる事務局長を除く。） 事務長 室長 事務局次長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。）	事務局長（中央、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。） 事務局次長（中央に限る。）	事務局長（中央、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。） 事務局次長（中央に限る。）	事務局長（中央、宮古及び大船渡に限る。）

					課長（中央、宮古、大船渡、胆沢、久慈、磐井及び二戸に限る。） 室次長（中央、宮古、大船渡、胆沢、久慈、磐井及び二戸に限る。） 主任主査			
			主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹		
専 門 職 員			情報技術専門員	上席情報技術専門員 情報技術専門員	上席情報技術専門員			

備考1 本庁付、病院付、課付又は室付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から8級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 7級の級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 6級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	医師 歯科医師	副院長 室長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 医療研修科、医療情報管理科、診療科、臨床検査科、放射線技術科、中央手術科、地域医療科、デイ・ケア科、緩和医療科、病理科、救急医療科及び救命救急科の科長及び科医長 診療所長	院長 統括副院長 副院長 室長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 副救命救急センター長 部次長 脳神経センター長 呼吸器センター長 消化器センター長 循環器センター長 腎センター長	院長 統括副院長 副院長 室長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長

		医師 歯科医師	小児・周産期センター長 病理診断センター長 副脳神経センター長 副呼吸器センター長 副消化器センター長 副循環器センター長 副腎センター長 副小児・周産期センター長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 医療研修科、医療情報管理科、診療科、臨床検査科、放射線技術科、中央手術科、地域医療科、デイ・ケア科、緩和医療科、病理科、救急医療科及び救命救急科の科長及び科医長 診療所長
--	--	------------	--

備考1 病院付又は部付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 1級又は2級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

注1 旧医学専門学校卒業者又は旧歯学専門学校卒業者の備考の適用については、その修学年数により必要経験年数に1年又は2年を加えるものとする。

2 昭和35年4月1日以降の休職期間又は病気休暇の期間については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第43条の規定により同規則別表第8休職期間等換算表換算率欄に定める率を乗じて得た期間を経験年数とすることができる。

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
本庁					栄養指導監	薬事指導監 臨床検査指導監	薬事指導監 臨床検査指導監
病院等	診療放射線技師	薬剤師 診療放射	薬剤科長（5級の欄に掲げる薬	薬剤科長（5級の欄に掲げる薬	薬剤科長（宮古、大船渡、胆沢、	薬剤部長 診療放射	薬剤部長

臨床検査技師	線技師	剤科長を除く。）	剤科長を除く。）	花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。）	線技師長（中央に限る。）
臨床工学技士	臨床検査技師	診療放射線技師長（５級及び６級の欄に掲げる	診療放射線技師長（５級及び６級の欄に掲げる	診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。）	臨床検査技師長（中央に限る。）
理学療法士	理学療法士	診療放射線技師長を除く。）	診療放射線技師長を除く。）	診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。）	臨床検査技師長（中央に限る。）
作業療法士	作業療法士	臨床検査技師長（５級及び６級の欄に掲げる臨床検査技師長を除く。）	臨床検査技師長（５級及び６級の欄に掲げる臨床検査技師長を除く。）	臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。）	臨床検査技師長（中央に限る。）
視能訓練士	視能訓練士	理学療法技師長	理学療法技師長	理学療法技師長	理学療法技師長
言語聴覚士	言語聴覚士	作業療法技師長	作業療法技師長	作業療法技師長	作業療法技師長
理療士	理療士	理療技師長	理療技師長	理療技師長	理療技師長
管理栄養士	管理栄養士	臨床心理科長	臨床心理科長	臨床心理科長	臨床心理科長
栄養士	栄養士	室長（中央を除く。）	室長（中央を除く。）	室長（中央を除く。）	室長（中央を除く。）
医療社会事業士	医療社会事業士	薬剤科次長	薬剤科次長	薬剤科次長	薬剤科次長
歯科衛生士	臨床心理士	副診療放射線技師長（中央を除く。）	副診療放射線技師長（中央を除く。）	副診療放射線技師長（中央を除く。）	副診療放射線技師長（中央を除く。）
	歯科衛生士	副臨床検査技師長（中央を除く。）	副臨床検査技師長（中央を除く。）	副臨床検査技師長（中央を除く。）	副臨床検査技師長（中央を除く。）
		室次長	室次長	室次長	室次長
		主任薬剤師	主任薬剤師	主任薬剤師	主任薬剤師
		主任診療放射線技師	主任診療放射線技師	主任診療放射線技師	主任診療放射線技師
		主任臨床検査技師	主任臨床検査技師	主任臨床検査技師	主任臨床検査技師
		主任臨床工学技士	主任臨床工学技士	主任臨床工学技士	主任臨床工学技士
		主任理学療法士	主任理学療法士	主任理学療法士	主任理学療法士
		主任作業療法士	主任作業療法士	主任作業療法士	主任作業療法士
		主任視能訓練士	主任視能訓練士	主任視能訓練士	主任視能訓練士
		主任言語聴覚士	主任言語聴覚士	主任言語聴覚士	主任言語聴覚士
		主任理療士	主任理療士	主任理療士	主任理療士
		主任管理栄養士	主任管理栄養士	主任管理栄養士	主任管理栄養士
		主任栄養士	主任栄養士	主任栄養士	主任栄養士
		主任医療社会事業士	主任医療社会事業士	主任医療社会事業士	主任医療社会事業士

			主任臨床心理士 主任歯科衛生士 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 理療士 管理栄養士 栄養士 医療社会事業士 臨床心理士 歯科衛生士	主任臨床心理士 主任歯科衛生士			
--	--	--	--	--------------------	--	--	--

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁						看護指導監	看護指導監
病院等	准看護師	看護師 助産師 准看護師	副総看護師長 (高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。) 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師 看護師 助産師	副総看護師長 (高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。) 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師	総看護師長 看護部次長 副総看護師長 看護総括師長 看護師長	看護部長 総看護師長(宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	看護部長
専門職員			医療安全管理 専門員	医療安全管理 専門員	上席医療安全管理 専門員 医療安全管理 専門員		

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれ

か一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

改正前		改正後	
別表第2イ 医療職給料表(3)調整基本額表(第4条関係)		別表第2イ 医療職給料表(3)調整基本額表(第4条関係)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1級	8,000円。ただし、1号給 <u>6,817円</u> 、2号給 <u>6,880円</u> 、3号給 <u>6,943円</u> 、4号給 <u>7,006円</u> 、5号給 <u>7,069円</u> 、6号給 <u>7,137円</u> 、7号給 <u>7,204円</u> 、8号給 <u>7,272円</u> 、9号給 <u>7,330円</u> 、10号給 <u>7,402円</u> 、11号給 <u>7,474円</u> 、12号給 <u>7,546円</u> 、13号給 <u>7,609円</u> 、14号給 <u>7,699円</u> 、15号給 <u>7,789円</u> 、16号給 <u>7,879円</u> 、17号給 <u>7,974円</u>	1級	8,000円。ただし、1号給 <u>6,898円</u> 、2号給 <u>6,961円</u> 、3号給 <u>7,029円</u> 、4号給 <u>7,092円</u> 、5号給 <u>7,155円</u> 、6号給 <u>7,222円</u> 、7号給 <u>7,290円</u> 、8号給 <u>7,357円</u> 、9号給 <u>7,416円</u> 、10号給 <u>7,492円</u> 、11号給 <u>7,564円</u> 、12号給 <u>7,636円</u> 、13号給 <u>7,704円</u> 、14号給 <u>7,794円</u> 、15号給 <u>7,884円</u> 、16号給 <u>7,974円</u>
2級	9,400円。ただし、1号給 <u>8,023円</u> 、2号給 <u>8,118円</u> 、3号給 <u>8,212円</u> 、4号給 <u>8,307円</u> 、5号給 <u>8,401円</u> 、6号給 <u>8,505円</u> 、7号給 <u>8,608円</u> 、8号給 <u>8,712円</u> 、9号給 <u>8,820円</u> 、10号給 <u>8,883円</u> 、11号給 <u>8,946円</u> 、12号給 <u>9,009円</u> 、13号給 <u>9,072円</u> 、14号給 <u>9,139円</u> 、15号給 <u>9,207円</u> 、16号給 <u>9,274円</u> 、17号給 <u>9,337円</u>	2級	9,400円。ただし、1号給 <u>8,122円</u> 、2号給 <u>8,217円</u> 、3号給 <u>8,311円</u> 、4号給 <u>8,406円</u> 、5号給 <u>8,500円</u> 、6号給 <u>8,608円</u> 、7号給 <u>8,712円</u> 、8号給 <u>8,815円</u> 、9号給 <u>8,923円</u> 、10号給 <u>8,986円</u> 、11号給 <u>9,049円</u> 、12号給 <u>9,112円</u> 、13号給 <u>9,175円</u> 、14号給 <u>9,243円</u> 、15号給 <u>9,310円</u> 、16号給 <u>9,378円</u>
[略]		[略]	
別表第3(第5条関係)		別表第3(第5条関係)	
種類	支給を受ける者の範囲	種類	支給を受ける者の範囲
[略]		[略]	
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員
	勤務1月につき、給料月額に100分の20から100分の25までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を限度として別に定める額(南光病院長又は精神科病院等に勤務する医師である企業職員にあっては、当該額に付表1の左欄に掲		勤務1月につき、給料月額に100分の20を乗じて得た額(南光病院長又は精神科病院等に勤務する医師である企業職員にあっては、当該額に付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算し

		げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算した額)に400,000円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額			た額)に400,000円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
	(2)・(3) [略]	[略]		(2)・(3) [略]	[略]
				(4) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を行っている者に対する指導業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1月につき3,000円の範囲内で医療局長が定める額
				(5) 医療局長が定める文書を作成した医師又は歯科医師である企業職員	作成1件につき2,000円の範囲内で医療局長が定める額
[略]				[略]	
[略]				[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程別表第 2 イの規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。